

役員報酬規程

社会福祉法人 愛 灯 園

役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛灯園の役員等が、役員会(理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会)に出席した場合の報酬支給について定めるものとする。

(支給額)

第2条 役員等が役員会に出席した場合は、日額¥3,620円を役員報酬として支給する。(税率3,063% 120円の為、実質報酬額は3,500円)
但し、施設職員が役員の場合は、役員報酬は支給しない。

この規程は、平成16年 1月 1日から実施する。

この規程は、平成16年12月 1日から実施する。

この規定は、平成28年 4月 1日から実施する。

この規程は、平成29年 1月 1日から実施する。